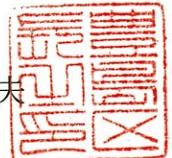


26 豊子保発第 4820 号  
平成 26 年 12 月 26 日

豊島区保育問題協議会  
会長 小嶋 奈々 様

豊島区長 高野 之夫



### 2015 年度 予算要望書で出された回答の送付について

日頃より、区政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
平成 26 年 11 月 28 日付で要望がありました、上記のことにつきまして、別紙のとおりお答えいたします。

子ども家庭部 保育園課長 橋爪 力  
お問い合わせ先：保育園課 私立保育園グループ  
電話：3981-1823  
FAX：3981-3396

## 豊島区保育問題協議会 予算要望書への回答

1 待機児童解消のための5園の認可保育園の具体化をすすめてください。

**回答** 現在既に5園の設置が決定しています。平成27年4月に2園、7~9月にかけて3園開園する予定です。また、これら以外にも、認可保育所の設置は進めていく予定です。

2 豊島区の待機児童数のカウントの方法を教えてください。

**回答** 現在の豊島区の待機児童数は、厚生労働省の定める保育所待機児童の定義に基づき算出しています。具体的には、保育所の入所申請をしていて認可保育所に入れず待機している児童が対象になりますが、このうち、保育ママや小規模保育施設、認証保育所に入所している児童等は待機児童のカウントから除外する取扱いになっています。

3 入園説明会を区の責任で開いてください。

**回答** 入園説明会については開催する予定はありません。すでに11月4日から来年4月の保育施設の入園について申請を受け付けておりますが、入園を希望する方々については、窓口等において入園希望者の個々の事情に則し、きめ細やかな説明を心掛け対応しています。

4 認可保育園を増設するための補助制度を拡充できるように都に要求してください。

**回答** 認可保育所を設置する際の園舎建設等に対しては、安心こども基金（国）、子供家庭支援区市町村包括補助事業または待機児童解消区市町村支援事業（東京都）及び区補助により補助を行っております。

平成24年度からは事業者の負担を軽減するため、施設整備費用が上記国の補助制度の補助基準額（上限）を超える場合、最大で総事業費（補助対象経費）の3/4の額を補助しております。

この区単独補助制度の拡充により、事業者の負担はこれまでより大幅に軽減できると考えます。

5 公立保育園の3園の民間委託は子どもたちに負担を強いることになるので、すすめないでください。

**回答** 豊島区基本計画では、「区立保育園28園の半数程度民営化を進める」という区立保育園の民営化についての目標を定めております。今年度までに8園の民営化を実施し、平成27年度に1園民営化を実施する予定です。

今後につきましても、基本計画に則り、平成31年度以降に3か所の民営化を予定していますが、保護者や区民の充分な理解を得ながら進めていきたいと考えております。また、保育の引継には十分配慮するため、子どもたちに負担を強いることになるとは考えていません。

6 新制度になっても、公的責任を放棄せず保育の質を低下させないでください。

**回答** 新制度自体が、公的責任を放棄せず保育の質を低下させるものではないと考えています。むしろ、これまで以上に公的責任を強化し、保育の質を向上させるものです。例えば、児童福祉法第24条第1項に第2項が新たに追加になり、処遇改善加算が拡大されています。区は、新制度の趣旨を組んで、

これまで同様公的責任を果たしていきます。

7 新制度になっても、保育料は値上げしないでください。

回答 新制度の保育料については、現行の利用者負担の水準と同程度にする方向で検討しています。

8 地域型保育事業B・C型保育所については、保育士資格保有者の基準を、少なくとも現行の6割を下回らない様にしてください。

回答 B型の保育士資格基準数は、基準配置職員数に1人以上を加えた数の5割以上となっています。これを基にすると、結果として現在区が行っているスマート保育での保育士資格者数を下回ることはなく、むしろ保育従事者が1人以上増えることになります。これは、これまで以上に手厚い体制となります。

C型は、国の規準と同様、乳幼児3人に対し家庭的保育者が1人の基準となっています。

多くの保育園関係者が集まって国のある子ども・子育て会議で議論して完成した十分に妥当な基準ですので、B型及びC型を6割以上にする必要はないと考えます。

9 地域型保育事業の連携施設について具体的に説明してください。

回答 居宅訪問型保育事業を除き、豊島区では、区内保育所全園を連携保育所とし、その上で、個別の地域型保育事業施設と近接する2か所の保育所を特定連携保育所としています。

特定連携保育所が行う連携内容は、以下のとおりです。但し、すべて連携施設の運営に支障のない範囲で行うことになります。

- (1) 集団保育を体験させるための機会の設定を行う。その他、連携施設のノウハウを活用して助言、相談を行う。
- (2) 必要に応じて代替保育（地域型保育事業施設の職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、当該施設に代わって提供する保育）を提供する。
- (3) 地域型保育事業施設の給食が連携施設からの搬入の場合、献立作成、給食の調理、搬入、離乳食・アレルギー児対応等の個別対応を行う。
- (4) 地域型保育事業施設が連携施設と同一の嘱託医に健康診断を委嘱する場合、必要に応じて合同で行う。
- (5) 園庭を開放する。
- (6) 地域型保育事業施設の行事への参加に協力する。
- (7) 地域型保育事業施設における保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設で保育を提供する。但し、平成27年度から31年度までは地域型保育事業施設在園児に指標を3点加点して選考する。平成32年度からは連携施設の3歳児以降の定員に優先枠を設ける。

10 「面積基準緩和」は“つめ込み保育”となり子どもに負担がかかります。また、保育士の目の届かない事態ともなりかねないので、面積基準は緩和せず、これまでの基準を守ると共に、基準を切り下げた東京都に条例の撤回を求めてください。

回答 現在、現行基準のもとに定員の弾力化を行っております。仮に、面積基準の緩和を実施すると、園児同士の接触することによってけが等が増えたり、0歳児及び1歳児の受入枠の拡大伴い

2歳児以上の受入枠を全て拡大する必要が生じてきます。このようなことからも、面積基準緩和の適用は、現実には難しいところがあると考えております。したがいまして、面積基準については、現行基準を可能な限り維持すべきものと考えております。

東京都への条例撤回要求につきましては、地方公共団体には法律の範囲内で条例を制定する権能が与えられており、東京都がこの権能に基づき制定しました条例のため、区が撤回を求めるることは考えていません。

#### 1 1 保育事故の情報公開と自己原因の究明及び再発防止に努めてください。

**回答** 保育所や幼稚園などでの重大事故の防止策については、本年9月から始まった政府の有識者会議で検討されているところであります。今後の国の動きに注目してまいります。

#### 1 2 すべての保育園で給食を実施し、食物アレルギーや特別な配慮を必要とする子どもには除去食ではなく、代替食などの対応を行ってください。

**回答** 食物アレルギーや特別な配慮のあるお子さんの対応は、現時点では、区内保育園（公立・私立・認証・臨時保育所・小規模保育所等）各園で対応を決めていただいているところです。公設公営保育園での対応は“安全第一（誤食事故を起こさない）”を最優先に再検討した結果、現行では医師の指示に基づき、園長、保育士、看護師、栄養士、調理員と2重・3重のチェック体制のもと、20園全園で部分除去対応を行っています。また、公設公営保育園については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省平成23年3月）」より“保育所給食の食物除去は完全除去か解除を基本とする”とあり、それにに基づき全園で統一した対応ができるよう現在準備を進めています。

ご要望いただいております代替食等の提供については、公設公営20園の状況を申し上げますと、食物除去対応園児は約125名、除去食品は20品目その組み合わせパターンも複雑化し個々に応じたきめ細かな対応が困難な状況です。

食物アレルギー児への「公平なサービスの提供」・「人命第一、安全な給食提供」・「給間食費の支出状況」等を考慮し今後も検討して参ります。

#### 1 3 夜間までの延長児が多く、夜間学童保育も実施している「しいの実保育園」や日曜・休日・病後児保育も実施している「同援さくら保育園」「西巣鴨さくらそう保育園」については、子どもの人数に見合った職員の配置ができるように補助をつけてください。

**回答** 私立保育園が実施している延長保育事業、休日保育事業ともに利用児童数に応じて要綱の規定に基づき補助を行っております。特に延長保育につきましては、一部の園でかなりの利用実績があったことから、平成24年度に要綱の規定を見直し、延長保育事業加算の人数別の延長実施基本額について、新たな区分を設け補助の増額を図ったところです。そのため、さらなる基本額の引き上げは困難な状況です。休日保育事業につきましては、平成27年度から新制度の公定価格内での支給になるため、区単独補助は廃止することとなります。

#### 1 4 保育園から学童保育へスムーズな移行が行えるように、また小学校低学年では特に栄養学的にも捕食が必要です。学童保育のおやつの時間を全員対象で5時前に実施してください。

**回答** 子どもの放課後の過ごし方は多様化し、また授業時間も伸びています。そのため放課後、友達と関わったりじっくりと遊んだりという時間が少なくなっている現状があります。学童クラブでは、子どもの遊びを充実させるため、自主的な遊びの指導・援助の他、各種プログラムの実施や、放課後子ど

も教室との連携等を行っています。そのため全員対象に午後5時前におやつを提供することは、子どもの遊びや活動を中断させてしまいかねません。こうしたことから、おおむね午後5時という時間設定をしております。また国も「放課後対策の総合的な推進について」(平成26年5月28日)の中で、モデル例としておやつ時間を午後5時以降に設定しています。

15 放射能物質の検査結果を考慮し、給食には安全な食材を使ってください。

**回答** 一般に市場に出回っている食材は、安全性が確保されているとの認識から、区の方針として食材・産地の限定はしないとし、公設公営保育園では、その方針に基づき給食に使用しています。

ただし、まだ不安をかかえている保護者の方もいらっしゃることから、給食物資納入業者の協力を得て、日々の給食物資の産地表示を23園（公設公営、公設民営）でおこなっています。

情報収集・食材の産地確認・掲示による情報提供等、今後も保護者のみなさまの不安解消に努めたいと考えています。

16 豊島区内のすべての保育施設に「一斉メール配信サービス」を導入してください。

**回答** 地域型保育事業に関しては、区立保育園や私立保育園とは違い、事業者と保護者との直接契約となっています。

この法的特質を踏まえると、すべての保育施設に「一斉メール配信サービス」を区が導入することは馴染まないと考えられます。ただ、保育施設の状況や保護者の要望等を踏まえ検討はしてみたいと思います。

要望事項 4・5・10・11・12・13・15については

子ども家庭部 保育園課長 橋爪 力

お問合せ先：保育園課 私立保育園グループ

電話：3981-1111（内線）2710

要望事項2・3・7については

子ども家庭部 子育て支援課長 猪飼 俊夫

お問合せ先：子育て支援課 入園グループ

電話：3981-1111（内線）2720

要望事項14については

子ども家庭部 子ども課長 大須賀 裕子

お問合せ先：子ども課 放課後対策係

電話：3981-1111（内線）2740

要望事項1・6・8・9・16については

子ども家庭部 保育施策担当課長 小野寺 悠太

お問合せ先：保育園課 政策企画グループ

電話：3981-1111（内線）2730